



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会社名 日本ヒューム株式会社  
代表者名 取締役社長 高尾 重道  
(コード番号：5262 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 野村 静夫  
[TEL. 03-3433-4111(代表)]

### **定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会におきまして、下記の通り「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催の当社第 126 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされております。このため、現行定款第 6 条第 3 項の単元未満株券不発行に関する規定、第 7 条の株券を発行する旨の規定、第 8 条の実質株主および第 9 条第 2 項の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。

また、株券電子化に対応するための株式取扱規程の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手続きに関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第 10 条(株式取扱規程)を変更するものであります。

- (2) 株券喪失登録簿は、決済合理化法の上記施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 9 条第 2 項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則に所要の規定を新設するものであります。

また、定款第 7 条の削除に伴う条数の繰り上げやその他の文言の修正など、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 実施期日

平成 21 年 6 月 26 日開催の第 126 回定時株主総会において、定款変更案が承認可決されることを条件に、同日実施いたします。

以 上

定款一部変更の内容	[下線は変更部分]
現 行	変 更 後
<p style="text-align: center;">定 款 (平成20年6月27日 改正)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数、<u>单元株式数及び单元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ <u>当社は、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程の定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>② 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">定 款 (平成20年6月27日 改正) (平成21年6月26日 改正)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数<u>及び单元株式数</u>)</p> <p>第6条 (現行通り)</p> <p>② (現行通り)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第7条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行通り)</p> <p>② 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の<u>株主権行使の手続き</u>その他株式に関する手続き及び手数料は、法令<u>または本定款</u>のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

<p>第11条～第39条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第10条～第38条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② (現行通り)</p> <p>第40条 (現行通り)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---